

米原市総合評価方式競争入札試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の12第4項および第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価一般競争入札および総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）により実施する場合の事務処理の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において総合評価方式とは、発注者が示す仕様に基づき、入札者から適切で確実な施工を行う技術等（以下「技術等」という。）に関する提案等を求め、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する技術提案、施工能力および地域貢献等と入札価格を一体として総合的に評価することが妥当と認められる工事（技術提案型）
- (2) 入札者の施工能力および地域貢献等と入札価格を一体として総合的に評価することが妥当と認められる工事（施工能力評価型）
- (3) その他市長が必要と認める工事

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、令第167条の10の2第4項および第5項の規定に基づき、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 学識経験者の意見聴取の方法等必要な事項は、市長が別に定める。

(総合評価審査会)

第5条 総合評価方式の適用、落札者決定基準、技術提案等について、必要な調査および中立かつ公正な審査および評価等を行うため、総合評価審査会を設置する。

- 2 総合評価審査会は、対象工事主管課長、契約主管課長、当該工事担当職員および契約担当職員をもって構成する。
- 3 総合評価審査会は、第1項の審査および評価結果について、米原市建設工事等契約審査会（以下「契約審査会」という。）に報告するものとする。

(入札の公告等)

第6条 市長は、総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、令第167条の6、米原市契約規則（平成17年米原市規則第43号。以下「規則」という。）第5条および米原市制限付一般競争入札試行実施要領（平成19年7月17日施行）第6条の規定に基づき公告しなければならない。

2 市長は、総合評価指名競争入札を実施しようとするときは、令第167条の12第2項、規則第21条第4項および米原市受注希望型指名競争入札実施要領（平成22年1月1日施行）第5条の規定に基づき通知または公表しなければならない。

(技術提案書類の提出)

第7条 入札者は、価格および技術等をもって応札するものとし、評価の対象とする技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）に関する技術提案書等の資料（以下「技術提案書類」という。）を市長が定めた期限の日（以下「期限日」という。）までに提出しなければならない。

2 技術提案書類を期限日までに提出しない者および技術提案書類の内容が適正でない者は、入札に参加することができない。

(落札者決定基準)

第8条 市長は、建設工事に関する入札に当たり、総合評価競争入札を行おうとする場合には、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が米原市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法、その他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、技術等に係る評価項目および得点配分とする。

(1) 評価項目

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的および内容に応じ、事務および事業上の必要性等の観点から評価項目を設定する。

イ 技術提案については、最低限の技術的要件および目標状態を設定できるものであり、記述のないもの等最低限の技術的要件を満たしていないものは不合格とする。

ウ イ以外の項目については、原則として目標状態の設定をしないで、加算点評価のみを行う。

(2) 得点配分

- ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を評価点という。
- イ 技術提案等が適正な場合には標準点を与え、さらに最低限の技術的要件を超える評価に応じて加算点を与える。
- ウ イ以外の項目については、発注者が示す条件を満たしていれば標準点を与え、さらに評価に応じ加算点を与える。
- エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度および重要度に応じて定める。

(評価の方法)

第 10 条 価格および技術等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の評価点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点/入札価格

(落札者の決定)

第 11 条 市長は、落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴く必要がある場合は、予定価格および失格基準価格の制限の範囲内の価格をもって行われた入札のうち、価格その他の条件が米原市にとって最も有利なもの決定に関し、学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格および失格基準価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札に係る技術等が、入札公告等（入札説明書を含む。）において明らかにした技術的要件を最低限の技術的要件をすべて満たしていること。
- (3) 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回っていないこと。

3 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を定める。

(落札結果の公表)

第 12 条 市長は、前条の規定に基づき落札者を決定したときは、米原市入札および契約等に関する公表基準（平成 22 年 3 月 1 日施行）に、有効な入札者の技術評価点および評価値を加えて公表するものとする。

(非落札理由に対する説明等)

第 13 条 非落札のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して 3 日（米原市の休日を定める条例（平成 17 年米原市条例第 2 号）第 1 条に規

定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、市長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

2 市長は、前項により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。ただし、説明は1回限りとする。

3 市長は、前項の回答をしたときは、その内容を契約審査会に報告するものとする。

4 第1項および第2項に掲げる事項については、入札説明書において明らかにするものとする。

（不履行に対する措置）

第14条 入札参加者が提出した技術提案書類が、受注者の責により履行されない場合は、工事成績評定を減ずることとし、未実施の項目ごとにその項目点数を減ずるものとする。

2 前項の規定による減点は、最大10点とする。

3 技術提案書類の虚偽記載および履行状況が特に悪質と認められる場合は、米原市建設工事等入札参加停止基準（平成17年4月1日施行）の規定に基づき入札参加停止を行うものとする。

4 前項の規定により入札参加停止を行うときは、契約審査会の審査を経なければならない。

（秘密の保持等）

第15条 入札参加者が提出した技術提案書類は、入札参加者に返還しない。また、その内容は公表しないものとする。

（特殊な場合の総合評価競争入札方式）

第16条 この要領の一部または全部が適用できないと認められる場合は、当該建設工事に適用する総合評価競争入札方式を定めて実施することができるものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

2 米原市総合評価方式指名競争入札試行実施要領（平成19年8月24日施行）は、廃止する。

3 この要領は、平成30年3月19日から施行する。